

苫小牧市監査委員告示第5号

令和4年度苫小牧市行政監査の結果に基づき講じた
措置の公表について

令和4年度苫小牧市行政監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年3月29日付けで苫小牧市長から別添のとおり通知があったので、同項及び苫小牧市監査委員条例第6条の規定により公表する。

令和6年4月1日

苫小牧市監査委員 齊藤和典

苫小牧市監査委員 越川慶一

苦行監第59号
令和6年3月29日

苦小牧市監査委員 齊藤 和典 様

苦小牧市監査委員 越川 慶一 様

苦小牧市長 岩倉 博文



令和4年度苦小牧市行政監査結果報告に基づく措置の通知について

標記の結果報告に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知する。

回答様式 監査意見に基づき、又は参考として講じた措置

監査のテーマ	市が排出する産業廃棄物の処理について
意見の概要	<p>1 支援体制の構築について</p> <p>今回の監査では、監査の結果に示したとおり、産業廃棄物の処理に関する手続に係る法令に定める基準を満たさないような事例が見られた。その要因として、関係法令が複雑かつ難解であること、庁内に産業廃棄物の処理を支援する仕組みが構築されていないことなどにより、制度や実務的な事務処理に対する職員の理解が浸透せず、契約書やマニフェストの作成などが処理業者任せになっている実態があるのではないかとと思われる。</p> <p>このような事例の発生を防止し、適正な事務処理を確保するための対応策として、次の事項について検討を望むところである。</p> <p>(1) 組織的な支援</p> <p>都道府県、指定都市及び中核市とは異なり、一般市には廃棄物処理法で定める産業廃棄物に関する指導監督、産業廃棄物処理業に係る許可等に関する権限が認められていないこともあり、本市には産業廃棄物を所管する部署は設置されていない。しかし、排出事業者として産業廃棄物の処理を適正に行うためには、排出する部署の対応を支援する組織の必要性は高いと考えられ、産業廃棄物の処理に関する情報を庁内に提供し、職員からの相談にも対応する仕組みを検討すべきものとする。</p> <p>(2) 事務処理マニュアルの作成及び職員研修の実施</p> <p>職員の産業廃棄物の処理に関する理解を促進し、適正な事務処理が継続されるようにするため、産業廃棄物の処理に係る一連の事務手続を分かりやすく解説した事務処理マニュアルを作成するとともに、その内容を理解し、関連する情報を共有するための職員研修を実施することも有効と考える。</p> <p>事務処理マニュアルの作成に当たっては、職員向けに産業廃棄物処理委託の手引きを作成している自治体が道内にあるほか、排出事業者に向けて産業廃棄物処理委託マニュアルを作成している自治体が全国的に多く見られており、参考とすることができる。また、職員研修には、循環資源利用促進税事業として北海道が実施している廃棄物処理法リーガルアドバイザーの派遣を要請することも考えられるところである。</p> <p>(3) 契約書の標準様式の作成</p> <p>排出事業者は、委託しようとする産業廃棄物の処理が受託者の事業範囲に含まれているか、処理はどのような方法で行われるかなどを十分に確認する必要があり、その趣旨を徹底するため、廃棄物処理法施行令では、一定の事項を記載した契約書の作成を義務付けている。</p>

	<p>今回の監査では、契約書に法定記載事項の一部が記載されていないものやその記載が不十分なものが見られたが、その背景として、職員が複雑な制度を理解できていないため、法定記載事項などに十分留意して契約を締結できていない状況がうかがえる。</p> <p>契約を適正なものとするためには、市が契約書の標準様式を作成し、使用を推奨することも有効ではないかと考えられる。</p> <p>契約書の標準様式の作成に当たっては、環境省所管の公益法人が定めたモデル契約書のほか、全国的にも多くの自治体が標準的な様式を定めているため、これらの事例を参考とすることができる。</p> <p>2 処理料金の支払方法について</p> <p>処分業者の処理料金に関しては、収集運搬業者と処分業者が異なる契約51件のうち31件において、収集運搬業者を通して処分業者に支払われる方法が選択されていた。このような支払形態は、全国的にも見られるものようである。</p> <p>地方自治法第232条の5では支出は債権者のためでなければできないと規定されており、債権者本人だけでなく、正当な受領権限を有する者に対する支出も認められているところである。</p> <p>したがって、市がこのような支払を行う場合は、収集運搬業者が処分業者から処理料金の受領委任を受けていること等を確認し、収集運搬業者が正当な受領権限を有することを明らかにして行う必要があるものとする。</p> <p>また、収集運搬業者から処分業者に適正な対価が支払われないといった事態を招くことがないように、処理料金は収集運搬業者と処分業者のそれぞれに直接支払うようにすることも考えられるため、関係団体とも協議しながら適正な委託契約の在り方について検討する必要があるのではないかと考える。</p>
担当部署	総務部行政監理室
意見に対する措置	<p>北海道が実施する廃棄物処理法リーガルアドバイザーの派遣を要請し、特別研修「産業廃棄物の処理に係る事務処理について」を開催した。</p> <p>また、研修資料として提供を受けた北海道が作成するガイドラインや契約書（標準様式）、チェックリストを契約業務に活用することとした。</p> <p>(R5.8 実施済)</p>

担当部署	環境衛生部ゼロごみ推進課
意見に対する措置	<p>(1) 組織的な支援 ゼロごみ推進課が必要に応じて各課からの相談に応じ、北海道へつなぐこととした。</p> <p>(2) 事務処理マニュアルの作成及び職員研修の実施 行政監理室が職員研修を実施後、北海道が作成したガイドライン等について、デスクネットの文書管理に掲載した。(R5.8 実施済)</p> <p>(3) 契約書の標準様式の作成 北海道が公表している標準様式をデスクネットの文書管理に掲載した。(R5.8 実施済)</p>